

## 道路用地等における花壇及び植樹帯等の設置維持管理に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民や企業等が道路用地等に花壇を設置し、その維持管理活動を行うこと及び植樹帯等の維持管理活動を行うことを区長が承認するにあたり道路管理者として必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 花壇 市民や企業等が道路用地内に設置する花壇をいう。
- (2) 植樹帯等 道路管理者が設置した植樹帯及び植樹柵をいう。
- (3) 維持管理活動 花壇や植樹帯等において行う緑化活動（花、樹木の設置、維持管理）

### (対象団体)

第3条 花壇の設置・維持管理活動、または植樹帯等の維持管理活動を行う団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 町内会、自治会、子ども会、婦人会等、地域住民が主体的に活動している団体
- (2) 当該区内に事業所等を持つ企業、法人
- (3) その他区長が認める団体

2 前項の規定に関わらず、花壇の維持管理を行う団体は原則として当該花壇の設置について区長の承認を受けた団体とする。

### (設置の承認)

第4条 区長は、前条に規定する団体（以下、「団体」という。）が、次の各号に適合する場所に花壇の設置を希望する場合にはその設置を承認することができる。

- (1) 維持管理活動の安全が、十分に配慮された場所であること。
- (2) 他の道路施設、付属物の移設等が生じない場所であること。
- (3) 道路利用者の移動円滑性や快適性、安全に十分に配慮し、支障がない場所であること
- (4) 植物の良好な育成が期待できる場所であること。
- (5) 花壇の設置場所の周辺住民からの了承が得られていること。

2 前項の規定による手続きは道路法第24条の規定による承認工事として取り扱うものとする。

### (維持管理の承認)

第5条 花壇及び植樹帯等の維持管理活動に関する承認は、前条第1項の規定を準用するものとする。

2 維持管理活動の承認期間は原則として3年間とする。

3 前項の規定に関わらず、区長は、必要と認める場合には承認を取り消すことができる。ただし、団体の責めに帰さない事由により承認を取り消す場合は、その取消しの日の6箇月前までに当該団体の代表者あて通告しなければならない。

### (管理の原則)

第6条 花壇及び植樹帯等の管理は、次の各号のとおり行うものとする。

- (1) 花壇及び植樹帯等の管理は、原則として区役所道路公園センターの所管とする。
- (2) 花壇及び植樹帯等の設置または管理の瑕疵にかかる事故等については、原則として川崎市が責任を負うものとする。
- (3) 団体が、花壇及び植樹帯等に植栽できるものは草花、球根等に限る、高木、中木等の樹木及び野菜、果物等は植栽してはならない。
- (4) 区長は、花壇が通常の機能を損ない道路の利用に支障を及ぼすものと認めた場合には、団体に対して原状回復を命ずることができる。
- (5) 団体は、花壇及び植樹帯等に「管理団体名」等を記載した看板を設置するものとする。
- (6) 団体が、花壇及び植樹帯等の修繕を行う場合は、区役所道路公園センターと協議するものとする。ただし、軽微な補修や花の植え替え等についてはこの限りでない。

(費用負担)

第7条 花壇の設置費用、維持及び修繕費用は、原則として団体の負担とする。

- 2 前項の規定に関わらず、川崎市が行う道路整備事業等に伴い必要が生じた既設の花壇及び植樹帯等の移設または再設置は、団体と協議のうえ川崎市が行うものとする。

(変更及び廃止手続き)

第8条 団体は、花壇の形状や面積、または代表者が変更になった場合及び団体の都合により花壇並びに植樹帯等の維持管理活動を廃止する場合は、区長が別に定める基準に従い手続きを行うものとする。

- 2 前項の規定により花壇並びに植樹帯等の維持管理活動を廃止する場合は、団体の責任において原状回復しなければならない。ただし、区長が特に認める場合にはこの限りでない。

(技術支援)

第9条 区役所道路公園センターは必要に応じて団体に対し技術支援を行う。

(準用規定)

第10条 道路法適用外の土地や水路敷地、河川については、この要綱を準用し区長が別に定める取扱基準に基づき手続きを行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については、区長が別に定める取扱基準によるもののほか、団体と区役所道路公園センターの協議により定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、平成24年4月1日以降、届出書の提出があったものから適用するものとする。